

入 札 公 告

独立行政法人
空港周辺整備機構 公告第7号

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年8月20日

独立行政法人 空港周辺整備機構
理事長 今吉 伸一

1. 競争に付する事項

- (1) 件 名 騒音斉合施設大井その2解体他工事
- (2) 内 容 仕様書による。
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和9年4月30日まで
- (4) 契約条件 契約書案による。

2. 競争参加資格

- (1) 国土交通省大臣官房会計課所掌機関（※大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び北海道開発局を除く機関）の令和7・8年度一般（指名）競争参加有資格者のうち「建設工事」の業種区分「建築工事業」において「B」等級の認定を受けている者であること。ただし、当該資格の申請時に希望した登録部局は一切問わない。
- (2) 福岡県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有している者であること。
- (3) 次の各基準を満たす監理技術者を配置予定技術者として当該工事に配置できること。
（配置予定技術者を落札後に変更することは原則として認めない。）なお、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、専任の監理技術者を配置できること。
 - ① 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者であること。
 - ② 営業所技術者等を配置予定技術者とする場合は、建設業法第26条の5の要件を満たすこと。
 - ③ 経營業務の管理責任者等でない者であること。
 - ④ 会社と直接的かつ恒常的（入札参加申請日以前3ヶ月以上）な雇用関係にある者であること。
- (4) 建設業の許可区分について、建築工事にかかる特定建設業の許可を有すること。
- (5) 独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (6) 当機構から競争参加制限を受けている期間中でないこと。
- (7) 国、地方公共団体、他の独立行政法人又は特殊法人から、当該機関が実施する競争入札への参加を制限されている期間中でないこと。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと並びに経営の状況において信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (9) 本工事に係る設計事務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細については入札説明書を参照すること。）。)
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において関連がないこと。
- (11) 当機構と契約実績がある場合において、当機構から請け負った工事のうち、開札日から遡って過去3年以内に完成検査を受けたものであって、かつ当機構から工事成績評定の通知があった工事について、その工事成績評定点が65点未満であった工事がなくないこと。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

こと。

3. 入札に関する手続等

(1) 担当窓口

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-17-5 アークビル9階
独立行政法人空港周辺整備機構 総務課経理係

TEL: 092-472-4591

FAX: 092-472-4598

電子メールアドレス: kikou-kaikai@oeia-fuk.ne.jp

受付時間 平日の10時から17時(12時15分から13時の間を除く)まで

(2) 入札説明書、仕様書、契約書案等の交付方法及び交付期間

令和8年8月20日(木)から令和8年9月2日(水)まで担当窓口にて、必要とする者に対し無償で配布する。なお、電子メールでの交付を希望する場合は、上記メールアドレスへ申請すること。

(3) 入札への参加申請

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる競争参加資格確認申請書等を、令和8年9月3日(木)17時00分までに担当窓口にて持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札書の提出方法及び提出期限

① 入札書の提出方法 持参又は郵送により担当窓口にて提出すること。

② 入札書の提出期限

(ア) 持参の場合

令和8年9月25日(金)11時00分

(イ) 郵送の場合

令和8年9月24日(木)17時00分必着

(6) 開札の日時及び場所

① 開札日時 令和8年9月25日(金)11時00分

② 開札場所 独立行政法人空港周辺整備機構 会議室

(7) 落札者の決定方法

当機構の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

納付すること。請負代金額の10分の1以上。ただし、入札者心得第七に定める低入札価格調査の対象となった場合には、請負代金額の10分の3以上とする。なお、利付国債の情報又は金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約を締結した場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) その他詳細は入札説明書による。

【お願い】 車によるご来場等について

ご来場に際しましては、公共交通機関又は周辺の有料駐車場をご利用ください。路上駐車等は迷惑となるので絶対に行わないようご注意願います。